

平成28年(2016年)7月27日

施設長様  
事業所管理者様

姫路市 健康福祉局長

### 社会福祉施設等における安全管理の徹底等について

昨日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

このような事案は決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であるため、あらためて下記の事項にご留意いただき、社会福祉施設等における安全管理の徹底及び適切な業務管理の実施について、その取り組みの強化をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 安全管理の徹底

- ・日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築すること。
- ・夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること
- ・日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、不審者の侵入等の有事の際には迅速な通報体制を構築すること。

##### 2. 適切な業務管理体制の実施

- ・日頃から職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、①定期的な職員研修の実施、②過度な精神的負担とならない勤務体制の確保、③職員との個別面談の実施など、適切な業務管理体制を実施すること。

##### 3. 地域との連携強化

- ・地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

#### 【問い合わせ先】

姫路市健康福祉局 障害福祉課 ☎ (079) 221-2454  
監査指導課 ☎ (079) 221-2490